

令和 8 年度 東奥武沖遺跡 映像製作  
一般競争入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、久米島町（以下「本町」という。）が発注する映像制作（以下「本業務」という。）について、透明性及び公平性、競争性を確保するため、一般競争入札（以下「入札」という。）による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の概要)

第 2 条 本調達業務は下記のとおりとする。

- (1) 業務の名称 令和 8 年度 東奥武沖遺跡 映像製作
- (2) 概 要 本件業務委託は、令和 8 年 2 月 17 日付 文部科学省告示第 25 号によって、文化財登録原簿に登録された登録記念物(遺跡関係)東奥武沖遺跡を記録・保存し、遺跡の活用と教育普及を図ることを目的とする。
- (3) 仕 様 等 特記仕様書を参照

(入札参加資格等)

第 3 条 参加資格は、次の要件をすべて満たす企業又は団体（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 全省庁統一資格に登録されており、映像制作の実績があること。
- (2) 沖縄県内に本社または支社、営業所等を有していること
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による構成手続きの申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生法手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (6) 国税、県税及び市町村民税に関し滞納がない者であること。
- (7) 国または地方自治体から入札参加氏名停止の処置を受けていないこと。

(質問の方法及び回答)

第 4 条

- (1) 質問方法 質問書に質問内容を記載し、メールにて提出すること。
- (2) 質問期限 令和 8 年 7 月 10 日（金） 正午まで
- (3) 回答方法 令和 8 年 7 月 14 日（火）に久米島町 HP 又はメールにて回答

(入札参加の申込み)

第5条 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年7月10日(金)17時までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める時は、当該書類の一部を省略することができる。

**【入札参加確認申請時】**

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 誓約書
- (3) 見積書
- (4) 映像制作の実績を確認する。任意様式によってその実績を提出すること。
- (5) 納税証明書

**【入札時】**

- (1) 入札書
- (2) 委任状(代理人が入札する場合)

(入札参加資格の確認)

第6条 令和8年度 東奥武沖遺跡 映像製作 一般競争入札実施要領に定める発注者は、第5条の入札参加確認資格確認書が提出されたときは、当該参加者が第3条に定める入札参加資格要件に適合するか確認するものとする。参加資格の結果通知は、令和8年7月14日(火)までに通知する。

(入札の方法等)

第7条 入札については、久米島町入札事務処理要綱に準拠し、本要領に基づき一般競争入札により行うものとする。

2 入札書は持参により提出すること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

**【入札日時及び場所】**

日 時 令和8年7月17日(金) 11時00分

場 所 久米島町役場 第5会議室

提出書類 ア：入札書

イ：委任状(代理人が入札する場合)

3 入札回数は、2回とする。

4 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は久米島町契約規則第 25 条第 3 項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を擁する入札において、これを納付しない者は又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又は代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部に入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- (7) 入札金額または入札者の指名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 入札書の表記金額に訂正した入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 9 条 入札の結果、予定価格の範囲内で最低価格による入札を行ったものを最低価格入札者として決定する。この場合において、最低価格入札者が 2 者以上の場合、直ちに、当該入札業務に関係のない職員がくじを引き、最低価格入札者を決定する。

(入札結果の公表)

第 10 条 落札者を決定したときは、速やかに落札者及び落札金額を町ホームページに掲載し公表する。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、公示の日から施行する。

(この要領の執行)

2 この要領は、本業務の契約締結日限り、その効力を失う。